

# 金沢市「広告物活用地区」における景観に配慮した屋外広告物の評価

金沢工業大学 学生会員 ○三澤英恵  
金沢工業大学 正会員 神山藍

## 1. はじめに

金沢市は『金沢市屋外広告物等に関する条例』を定めており、広告物の色彩・高さ・表示面積・設置数などの制限を設けている。その目的として、第1条では、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観を形成することを掲げている。一方で、第9条では、活力ある街並みを維持するために屋外広告物の制限が緩和できる地域を広告物活用地域に指定している。地域ごとに、その地域に合った景観形成を目指していることがわかる。広告物活用地域の代表として、金沢市片町が挙げられる。金沢市片町は、屋外広告物の数も多く、活気ある景観である。

しかし、今の片町は良好な景観を形成しているかを検討する余地がある。現在の片町の写真を写真-1に示す。写真-1からわかるように、片町の景観を損ねているのは屋外広告物の大きさが影響していると考えられる。

そこで、本論では国道157線沿いの片町を対象として、壁面広告物・突出広告物・屋上広告物の高さ・面積を測り、条例の規制値と比較することで、良好な景観を維持するための制限値の検討を行うことを目的とする。

## 2. 研究方法

本論では、(1)条例調査、(2)現地調査、(3)モデル作成、(4)比較分析を行う。

(1)条例調査では、屋外広告物の高さや面積の規制値を把握する。

(2)現地調査では、写真撮影をする。

(3)現地調査で得た写真と建物の幅を用いて Google SketchUp で国道157線に面する建物と屋外広告物のモデルを作成する。作成したモデルから高さ・面積を計測する。作成したモデルに香林坊方面から犀川方面に建物番号1～65をつける。その代表例を図-1に示す。次に、広告物の種類ごとに広告物番号を1棟ごとにつける。

(4)比較分析では、(1)で明らかにした条例の規制値と(3)で明らかにした現状の建物の規模から算出した屋外広告物の数値を比較する。そのために、表-1のように9項目に分類する。また、条例の最大規制値でモデルを作成し、(3)で作成した現状の屋外広告物のモデルと比較する。これらの比較分析から、屋外広告物の規制値の検討を行う。

## 3. 研究結果

### 3.1 建物の高さによる壁面広告物の特性

建物の高さに着目し、1～2階建は低層、3～5階建は中層、6階以上は高層に分類する。その結果、壁面広告物の高さや設置数で、壁面広告物の位置に特性があることがわかった。低層、中層、高層に共通して、広告物が全面に設置されている建物は、面積率も約12%～57%で、建物の中心に設置されている。広告物が1つでも、面積率が約1%～10%だと、窓と窓の間に設置されている。広告物が2つ以上設置されている建物は、1つひとつの広告物は小さくなく、窓と窓の間に設置されている。広告物が2つ以上設置されていても、建物の高さが35m以上の高層建築物になると、縦に1列になるように設置されている(表-2)。



写真-1 現在の片町の街並み



図-1 国道157線沿いのモデル（建物番号1～11）

### 3.2 条例の最大規制値のモデル

次に現行の条例の最大規制値で屋外広告物を設置した場合のシミュレーションを行う。その代表例を図-3に示す。現況と現況の屋外広告物の規模を仮に最大値に該当した場合の比較を行うために、左に現況のモデル、右に最大規制値のモデルを示す。

### 4. 現行の規制値の検討

現行の規制値、現況の最大値と平均値を表-3に示す。表-3からわかるように、壁面広告物の高さ、屋上広告物の高さ、地面から上端までの高さの最大値は、現行の規制値を上回っていることがわかる。これは、条例の施行前に設置されたと考えられる。しかし、平均値だと、屋上広告物の高さ以外はすべて現行の規制値より大いに小さいことがわかる。また3.1, 3.2からわかるように、現在の基準のまま新たな広告物が設置された場合、良好な景観をさらに損ねる恐れがある。さらに、壁面広告物に関しては、見付面積は建物の高さや幅によって変わってしまい、面積の最大値にもばらつきがでてしまうため、具体的に数値を提案したほうが良いと考える。

### 5. まとめ

本研究では、作成したモデルで条例の規制値と現在の片町の数値を比較した結果、条例の規制値を超えてい

る屋外広告物があることがわかった。また、最大規制値と現在の片町の数値を比較した結果、良好な景観という点では、損なわれることがわかった。以上から、高さだけではなく、面積も具体的な規制値を設定しないと、新設される屋外広告物が現在より何倍も大きくなる可能性があることが明らかとなった。

### 参考文献

- 1) 金沢市:「金沢市屋外広告物等に関する条例」, 1995.
- 2) 金沢市:「金沢市屋外広告物ガイドライン」, 2009.
- 3) 金沢市:「金沢市屋外広告物条例の手引き(事業者向け)」, 2013.
- 4) 国土交通省 長寿社会対応住宅設計指針, <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sisin02.htm>, (2015/12/10).

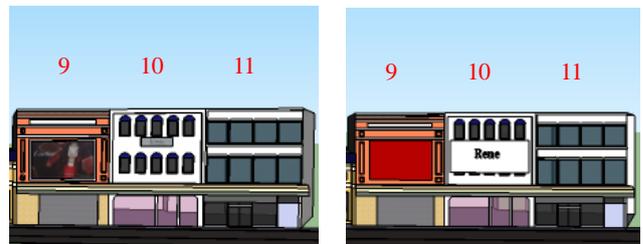


図-3 現況のモデル(左), 規制最大値のモデル(右)

表-3 現行の規制値, 現況の最大値と平均値

広告物の種類	規制の項目	現行の条例	現況の最大値	平均値
壁面広告物	地面から広告物までの高さ(m)	12.00	33.00	11.65
	面積(m <sup>2</sup> )	各壁面の見付面積ごとに2/10または10m <sup>2</sup> のいずれか大きい数値以内	80.00	16.27
突出広告物	上端(m)	31.00	30.00	14.56
	下端(m)	2.5m以上	17.56	9.76
	出幅(m)	1.50	1.40	0.78
屋上広告物	屋上広告物の高さ(m)	建築物の高さの1/2以下(最大で4m)	10.00	6.38
	地上から上端までの高さ(m)	40.00	43.00	29.17

表-2 低層・中層・高層での壁面広告物の特性

	分類番号	建物番号	広告物の設置数	広告物の位置
低層	①	16, 17, 18, 23	大きな広告物が1つ(面積比11.82~32.90)	建物の中心
中層	①	9, 26	広告物が1つ(面積比15.43~57.47)	建物の中心
	③	4, 10, 30, 35	広告物が1つ(面積比1.29~10.16)	窓と窓の間
	③	3, 25, 42, 47, 50	2つ以上の広告物	窓と窓の間
	④	38	2つ以上の広告物	窓より低い位置
高層	①	46, 59	2つ以上の広告物	窓と窓の間
	②	57	大きな広告物が1つ(面積比2.9)	建物の中心
	③	22, 65	2つ以上の広告物で、建物の高さが①②より高い	縦に1列

表-1 国道157線沿いの壁面広告物の分類

建物番号	図	建物の規模			広告物の規模						
		建物の高さ(m)	建物の幅(m)	建物の面積(m <sup>2</sup> )	広告物番号	条例による広告物の面積(m <sup>2</sup> )	地面から広告物までの高さ(m)	広告物の高さ(m)	広告物の幅(m)	広告物の面積(m <sup>2</sup> )	建物と広告物の面積比
3		13.00	6.56	85.28	1	17.06	8.75	2.00	2.00	4.00	22.73
					2		6.70	1.00	4.00	4.00	4.69
					3		6.70	1.00	1.75	1.75	9.94